

(一財) 滋賀県職員互助会 滋賀県東近江職員会館食堂経営委託にかかる
プロポーザル募集要項

1 目的等

一般財団法人滋賀県職員互助会（以下、「互助会」といいます。）では、滋賀県東近江職員会館の食堂施設において、主に滋賀県東近江合同庁舎に勤務する職員の福利厚生の実現を図るため、健全で安定した経営のもと、安全かつ安心して利用者に食事を提供することができる委託事業者を選定することを目的に、プロポーザル方式により事業者を募集します。

2 食堂の概要

- (1) 所在地 東近江市八日市緑町7番23号
滋賀県東近江職員会館 1階
- (2) 施設面積 厨房部分 15.58㎡
客席部分 50.25㎡
〔6卓 全36席（現在24席に調整）〕

3 募集の内容

- (1) 委託業務名
滋賀県東近江職員会館食堂経営委託業務
- (2) 委託業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間
令和6年9月2日（月）から令和7年3月31日（月）まで
※営業開始日は、双方協議の上変更も可能です
また、双方に特段の異議がなければ1年単位で更新します。
なお、互助会または受託者のいずれか一方が契約の更新を希望しない場合は、6カ月前までに書面により相手方に対して意思表示しなければなりません。
- (4) 委託料
この契約に関して、互助会から受託者に委託料を支払うことはありません。
- (5) 契約保証金
契約保証金は、100,000円とし、契約締結時に互助会に納付するものとします。
なお、契約保証金の返還に際しては当該保証期間中の利息は付さないものとし、契約終了時には、食堂の原状回復の費用や、光熱水費の未納分等を控除できるものとし、ます。
- (6) 経費負担等
ア 施設使用料
厨房面積分の土地および建物の使用料として、受託者は、互助会が滋賀県知事と締結した県有財産貸付契約で負担することとなった額に相当する額を、互助会に支払うものとします。互助会の指定する方法により支払ってください。
(参考) 令和6年度の基準で算出した年間施設使用料 62,931円（見込み金額）

イ 光熱水費等（電気料金・水道料金・ガス料金・下水道使用料）

子メーター計測等、東近江合同庁舎の基準により、使用量に応じた金額を負担してください。支払いは、互助会の指定する方法で支払ってください。

ただし、ガス料金については、ガス供給業者の発行する請求書により直接相手方に支払ってください。

ウ 通信費

設置してある電話機は内線専用で、無料で使用できます。外線電話が必要な場合は、受託者の負担にて設置してください。料金については、契約された電話会社に直接支払ってください。

エ その他

①仕様書に示す県の備品等については、無料で使用できます。修繕、更新等が必要な場合は県が行います。ただし、受託者の責に帰すべき理由により、破損または滅失したときはこの限りではありません。

②既存機器等以外で設備や機器を新設される場合は、受託者が整備することとします。この場合、事前に互助会に協議願います。

③調理や食事の提供に必要な物品、衛生管理に必要な物品等は受託者の負担で調達してください。その他業務執行上の通常必要な経費も受託者が負担することとします。

4 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加資格

次の全ての要件を満たす、法人または個人に限り応募することができます。

また、これらの要件は、参加申し込み時から契約締結時まで、継続的に満たしている必要があります。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県から、「滋賀県物品関係入札参加停止基準」に基づく、入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申し込み期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ プロポーザル参加申込書提出日前日までの 1 年間に、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に違反したとして行政処分を受けていないこと。

カ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。

キ 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

であると認められるとき。

- ② 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその団体の役員または構成員でないこと。

ケ 滋賀県税を滞納していないこと。

（2）プロポーザルの手続き等

ア 日程

- ① 募集要項等の公表・配布
令和6年4月15日(月)～令和6年5月15日(水)
- ② 募集要項等に関する質問受付
令和6年4月15日(月)～令和6年5月10日(金) 17時00分必着
- ③ 質問に対する回答 現地説明会で回答周知
- ④ 現地説明会参加申込期限 令和6年5月15日(水) 17時00分必着
- ⑤ 現地説明会 令和6年5月下旬（各申込者に別途連絡）
- ⑥ プロポーザル参加申込書等の提出期間
令和6年5月27日(月)～令和6年6月12日(水) 17時00分必着
- ⑦ 評価会議 令和6年6月中旬 予定（各申込者に別途連絡）
- ⑧ 評価結果の通知 令和6年6月下旬 予定

イ 募集要項等の配布

- ① 配布時間 9時00分から17時00分まで
ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。
- ② 配布場所 滋賀県総務部総務事務・厚生課内
一般財団法人滋賀県職員互助会
(大津市京町4丁目1番1号 滋賀県庁北新館4階)
滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係
(東近江市八日市緑町7番23号 滋賀県東近江合同庁舎 3階)

※募集要項は、滋賀県のホームページからも入手できます。

「滋賀県庁トップページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/>) > 事業者の方 > お知らせ・注意」をご覧ください。

※郵送での配布は行いません。

ウ 募集要項等に関する質問書の受付および回答の公表

①質問書の提出

質問書（別紙1）を互助会あてに提出してください。

提出方法は、「(3) 提出方法および留意事項」を参照してください。

②質問に対する回答は、質問者にFAXまたは電子メールにて回答するとともに、現地説明会において周知します。

エ 現地説明会の申し込み

プロポーザルに参加を希望される方は、必ず現地説明会にご出席ください。出席されない場合はプロポーザルにも参加できません。

現地説明会参加申込書(別紙2)を互助会あてに提出してください。

提出方法は、「(3) 提出方法および留意事項」を参照してください。

オ 現地説明会

① 開催日時

令和6年5月下旬開催予定（各申込者に別途連絡）

②開催場所

滋賀県東近江市八日市緑町7番23号

滋賀県東近江職員会館 1階 食堂

③その他

参加者は、1事業者あたり2名以内でお願いします。

当日は、本プロポーザルの募集要項および仕様書をご持参ください。

カ プロポーザル参加申込書等、書類の受付

① 受付期間

令和6年5月27日(月)～令和6年6月12日(水) 17時00分必着

② 提出書類

※各種証明書類は、提出日において発行から3か月以内のものとしします。

ア) プロポーザル参加申込書(様式1)

《添付書類》

イ) 企画提案書(様式2)

ウ) 事業者概要書(様式3)

エ) 滋賀県税事務所の発行する、県税に未納がない証明書

オ) 暴力団排除にかかる誓約書(様式4)

カ) 誓約書(様式5)

○申込者が法人の場合

キ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

ク) 財務諸表

・直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書）

※子会社等を含んだ連結決算は不可。単体の決算書を提出すること。

・事業開始時期の都合により決算報告書を提出できない場合は、事業開始時の貸借対照表のみ

○申込者が個人の場合

ケ) 住民票記載事項証明書(住所・氏名・生年月日が記載されたもの)

コ) 財務諸表

- ・青色申告をしている個人の場合 直近1年分の青色申告書の写し
- ・白色申告をしている個人の場合 直近1年分の白色申告書の写し

③ 提出部数

8部(原本を1部、コピー7部を提出してください。)

(3) 提出方法および留意事項

ア 提出方法

- ①募集要項等に関する質問書 FAX・電子メール・郵送のいずれか
- ②現地説明会参加申込 FAX・電子メール・郵送のいずれか
- ③プロポーザル参加申込書等 持参または郵送のいずれか

イ 留意事項

- ①FAX: 送信後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。
- ②電子メール: 添付ファイルのファイル形式は、「PDF」か、ワードなら拡張子[.docx]としてください。送信後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。
- ③持参: 9時00分から17時00分まで受け付けます。
ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。
- ④郵送: 提出締切日当日の17時00分までに互助会に到着したものを、有効とします。郵送の場合は書留郵便を使用するなど、差出、受領の記録が残るもので送付し、差出後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。

※電話での確認は、9時00分から17時00分の間をお願いします。

ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

(4) プロポーザル参加にかかる注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格または無効となります。

- ①提出期限内に書類が提出されなかった場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤審査結果に影響を与えると思われる行為が認められた場合

イ 提出期限後の提出書類の変更、差し替えあるいは再提出は認めません。

ウ 提出された書類の返却は行いません。

エ プロポーザル参加申込書等の作成・提出やプロポーザル参加に要する経費等はすべて参加者の負担とします。

オ プロポーザル参加申込書等の提出後に参加を辞退される場合は、評価会議開催日前日の12時00分までに辞退届(様式任意)を郵送または持参により、互助会に提出してください。郵送の場合、「書留」等差出、受領の記録が残るもので送付し、差出後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。

カ 提出書類にかかる著作権等の取り扱い

- ① 申込者から提出された企画提案書等の著作権は、申込者に帰属します。
- ② プロポーザル参加申し込みにあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、申込者が負うこととします。

5 評価に係る事項

(1) 評価方法

提案の評価は、互助会が別に定める構成員により組織された「(一財) 滋賀県職員互助会 東近江職員会館食堂経営委託プロポーザル評価会議」が行います。

(2) 評価会議

ア 開催日 令和6年6月 中旬 予定 (各申込者に別途連絡)

イ 開催場所 滋賀県東近江合同庁舎内 予定

ウ 企画提案(プレゼンテーション)

- ① 1者につき10分以内、その後、質疑応答10分程度
- ② 順番は、企画提案書受け付け順とします。
- ③ プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付することやスライド機材等を使用することはできません。

エ 注意事項

- ① 開催日時、場所および各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日個別に通知します。
- ② 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ③ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としません。

(3) 評価項目および評価基準

別表のとおり

(4) 最優秀提案者の選定

評価結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

最高得点者が2名以上となった場合は該当者の中から、出席構成員が協議して最優秀提案者を決定します。

最優秀提案者の決定に当たっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(5) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合でも評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

(6) 評価結果の通知

評価結果は全提案者に文書にて通知します。

6 契約に関する留意事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者に選定された者は、互助会と委託契約を締結するための優先交渉権を得ることになり、提案された内容を基本として協議を行います。協議が整い、契約保証金の納付を確認した後、契約を締結するものとします。

また、この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議の上決定することとします。

(2) その他

最優秀提案者が滋賀県から「滋賀県物品関係入札参加停止基準」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないこととします。

7 参考事項 (前事業者の事業終了前の状況等 事業終了月 令和4年2月)

(1) 職員数等(令和5年度)

東近江合同庁舎勤務者 約240人

職員の基本的な休憩時間 12時00分～13時00分

(2) 想定提供食数(直近の実績ではありません)

食堂利用 25～35食/日程度(確約するものではありません)

(3) 所要経費

令和6年度の基準で算出した年間施設使用料 62,931円(見込み金額)

その他必要経費、実績払(実費)共益費(電気、水道、下水道)およびガス料金

(4) メニュー・料金(消費税および地方消費税含む。)

日替わり定食 2種類 600円程度

単品(丼物、麺類) 500円程度等

(5) 人員体制 特に定めませんが、営業に支障がでない配置としてください

また、食堂従業員の恒常的な駐車スペースは確保できません

(6) 提供方式

現地調理、セルフサービス

(7) 販売方法

食券、現金

8 その他(P8 施設位置図参照)

近隣には、市役所や警察署があり、コロナ前には、定食と弁当(市役所や警察署(外部配達))を合わせて、100食程度の売り上げがありました。

9 問い合わせ先および各種書類の提出先

一般財団法人滋賀県職員互助会

(滋賀県庁北新館4階 滋賀県総務部総務事務・厚生課内)

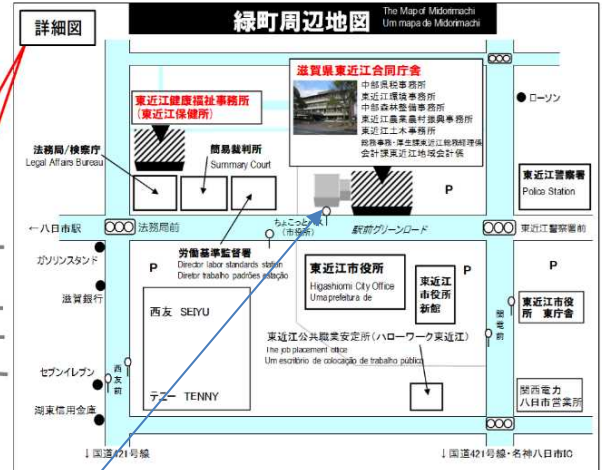
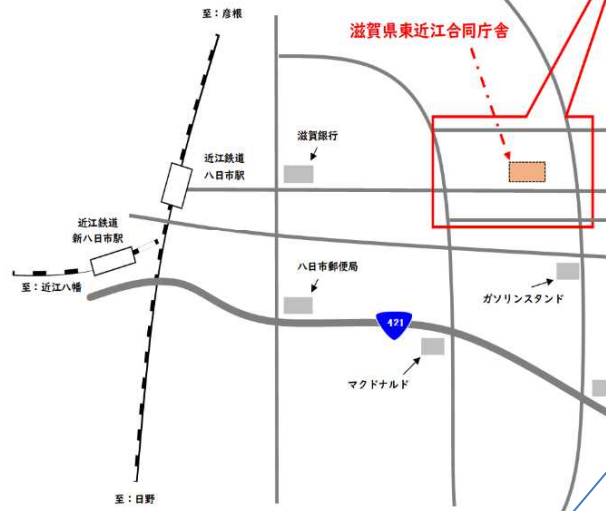
〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

TEL: 077-528-3163

FAX: 077-528-4816

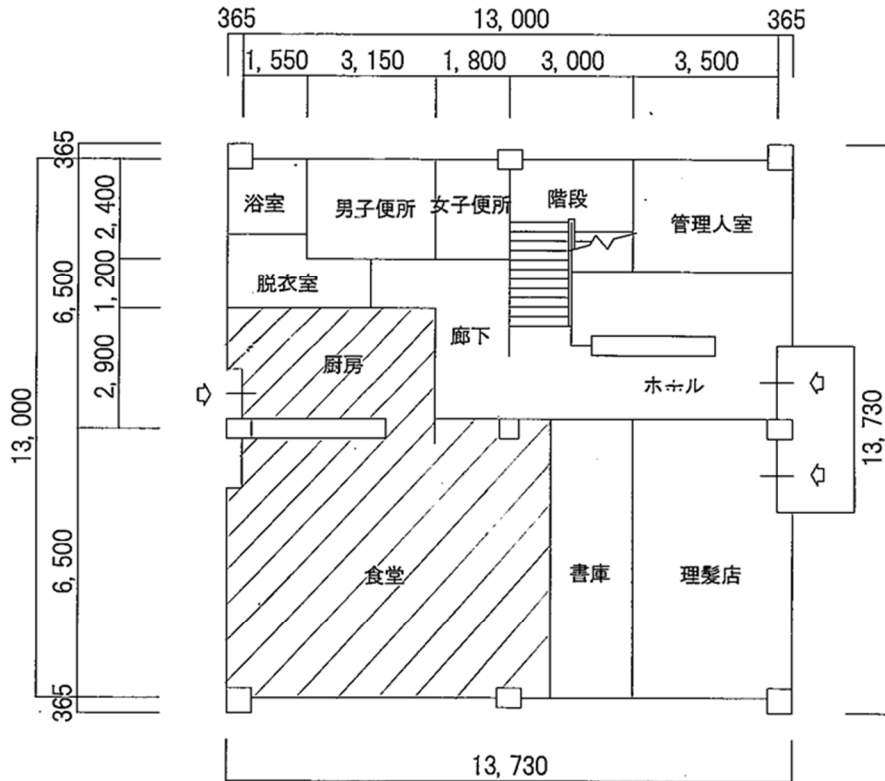
E-mail: kousei@pref.shiga.lg.jp

施設位置図



滋賀県東近江合同庁舎
〒527-8511 滋賀県東近江市八日市緑町7-23
[交通案内]
お車をご利用の方：名神高速道路八日市ICから約3km
電車をご利用の方：東近江八幡駅で近江鉄道に乗り換え近江鉄道八日市駅で下車し徒歩約20分
バスをご利用の方：近江鉄道八日市駅から約7分

施設平面図



職員会館棟 現況1階平面図

●東近江職員会館の外観



●食堂の状況



別表

(一財) 滋賀県職員互助会 滋賀県東近江職員会館食堂経営委託

プロポーザル評価項目

以下の各評価項目の配点の合計を200点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。
 なお、各構成員の持ち点200点の合計の60%を最低基準点とする。

【最低基準点】 200点×5人×60%=600点

評価項目および評価内容			配点
1 事業者に関する事項			10点
(1)	経営基盤等	継続して営業を行える経営基盤があるか。	
2 受託計画の基本方針等			60点
(1)	応募理由 意欲	応募動機は納得できるものであるか。 経営に対する意欲があるか。	
(2)	運営方針	職員会館の食堂として適した運営方針であるか。	
(3)	使用食材	地元食材や、安心・安全な食材を活用しているか。	
(4)	栄養管理体制	栄養管理についての考え方は評価できるか。	
(5)	衛生管理体制	衛生管理体制は整っているか。 感染対策や清掃、事故防止等について考えられているか。	
(6)	環境配慮	環境に配慮した取り組みを行っているか。	
3 営業体制および運営方法等			110点
(1)	提供メニュー	健康に配慮し、良質で栄養バランスを考慮したメニューであるか。	
(2)	価格	料金設定は低廉であるか。	
(3)	販売方法	提供方法、支払方法および営業時間の設定は、職員に利便性のあるものであるか。	
(4)	調理体制	調理体制は整っているか。食材等の調達や搬入等は適切であるか。	
(5)	人員体制	配置人員は整っているか。混雑時に対応できるか。	
(6)	顧客確保対策	利用してもらうために、現実的で有効な内容となっているか。	
(7)	収支計画	算出根拠が妥当で、健全であるか。	
(8)	スケジュール	営業開始までのスケジュールは実行可能なものであるか。	
4 その他			20点
(1)	独自性 優位性等	他事業者に比べて特徴はあるか。アピールポイントになっているか。	
(2)	社会福祉に 対する貢献	高齢者・障害者雇用等、社会福祉に対する貢献に、積極的に取り組んでいるか。	
合 計			200点 満点